

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
1	7	<p>7 「請求人」の欄の四角の枠内には、特許法施行規則第1条第3項（第61条第1項、実用新案法施行規則第23条第1項、<u>意匠法施行規則第19条第1項及び商標法施行規則第22条第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定により特許庁に提出する書面に押そうとする印を押さなければならない。</p>	<p>7 「請求人」の欄の四角の枠内には、特許法施行規則第1条第3項（第61条第1項及び実用新案法施行規則第23条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特許庁に提出する書面に押そうとする印を押さなければならない。</p>
4	1	<p>1 「印鑑を変更する者」の欄の四角の枠内には、特許法施行規則第1条第3項（第61条第1項、実用新案法施行規則第23条第1項、<u>意匠法施行規則第19条第1項及び商標法施行規則第22条第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定により特許庁に提出する書面に押そうとする新印を押さなければならない。</p>	<p>1 「印鑑を変更する者」の欄の四角の枠内には、特許法施行規則第1条第3項（第61条第1項及び実用新案法施行規則第23条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特許庁に提出する書面に押そうとする新印を押さなければならない。</p>
6	8	<p>8 <u>「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。</u> <u>（文例）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>包 括 委 任 状</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号 (弁理士) 氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</u></p> <p>1 <u>すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</u></p> <p>1 <u>すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</u></p>	<p>8 <u>「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。</u> <u>（文例）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>包 括 委 任 状</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>私は、識別番号 (弁理士) 氏をもって代理人として下記事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</u></p> <p>1 <u>すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</u></p> <p>1 <u>すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</u></p>

- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求、特許法施行規則第13条の2の規定による情報の提供及び同規則第31条の3の規定による事情説明書の提出
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許及び商標（防護標章）登録に関する特許異議の申立て又は登録異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任
(なお、出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。)
(なお、包括委任状の援用を制限する事件に関しては、上記の限りではありません。)

住所（居所）

氏名（名称）

- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求、特許法施行規則第13条の2の規定による情報の提供及び同規則第31条の3の規定による事情説明書の提出
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許及び商標（防護標章）登録に関する特許異議の申立て又は登録異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任
(なお、出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。)
(なお、包括委任状の援用を制限する事件に関しては、上記の限りではありません。)

住所（居所）

氏名（名称）

【手続をした者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】

- 3 3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 _____」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服 _____」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。
- 7 7 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載しその横に印を押す。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。
- 8 8 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあっては「【代表者】」）の横にはるものとする。
- 9 9（略）

【手続をした者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

- 3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 7 「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 8（略）

10 10 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

11 11 (略)

12 12 (略)

13 13 (略)

14 14 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

15 15 (略)

16 16 (略)

17 17 第61条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係

9 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

14 (略)

15 (略)

16 第61条第1項において準用する特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が

るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

18 18(略)

削除

提出される手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

17(略)

様式第9(第11条関係)

【書類名】 特許願

【整理番号】

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

(【国際特許分類】)

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 (図面 1)

【物件名】 要約書 1

〔備考〕

- 1 1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【」（日本工業規格X0208号区点番号（以下「区点番号」という）1 - 58）、「】」（区点番号1 - 59）、「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1 - 58）及び「】」（区点番号1 - 59）を、又は置き換えた文字の前後に「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）を用いるときを除く。）
。日本工業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X0208で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「」（区点番号2 - 5）、後ろに「」（区点番号2 - 7）を付す。
- 3 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記録する。
- 4 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 6 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。

- 7 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあっては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記録する。
- 9 特許出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記録する。また、特許出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記録し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 10 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」を設けて、営業所の所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 11 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 12 「（【国籍】）」は、外国人の場合に限り記録する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記録した国（第2条第3項の規定によりその記録を省略した場合にあっては、省略した国）と同一であるときは、「（【国籍】）」の欄は設けるには及ばない。
- 13 特許出願人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記録する。
- 14 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記録し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記録する。

15 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「特許出願人の代理人」のように記録する。

16 代理人によるときは、本人が法人の場合にあっては「【特許出願人】」の欄の「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

17 「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。この場合において、特許法施行規則第27条第1項の規定により特許出願人の権利について持分を記録するときは、「【特許出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記録し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記録し、「【特許出願人】」（特許出願人の権利について持分を記録する場合にあっては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記録する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 18 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 19 特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する（備考8により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。
- 20 特許法施行規則第27条第1項の規定により特許法第73条第2項に規定する別段の定又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する（備考8又は備考19若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は全体の持分に対する国以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記録するときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。
- 21 第12条の規定により、特許法第30条第4項に規定する同条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨を記録した書面の提出に代えて発明の新規性

の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願」又は「特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記録する。

22 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

23 第12条の規定により、特許法第41条第4項に規定する書面の提出に代えて同条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」（備考22に該当する場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記録する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記録した整理番号を

記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

24 「（【提出日】 年 月 日）」の欄には、手続をする日となるべく記録する。

25 「（【国際特許分類】）」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条（1）の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明を最も適切に表示するものをなるべく記録する。分類のグループ記号を2以上記録する場合は行を改めて記録する。

26 特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する（備考28において同じ。）。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

27 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

28 特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証

削除

明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。

29 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。また、「【選任した代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返して設けて記録する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

様式第9の2（第11条関係）

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】特許法第36条の2第1項の規定による特許出願

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

（【国際特許分類】）

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

削除

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 外国語明細書 1

【物件名】 (外国語図面 1)

【物件名】 外国語要約書 1

〔備考〕

様式第9の備考と同様とする。

様式第10(第11条関係)

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 特許法第44条第1項の規定による特許出願

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

(【国際特許分類】)

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 (図面 1)

【物件名】 要約書 1

〔備考〕

- 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「平成何年特許願第何号」、「【出願日又は補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記録する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記録し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記録する。
- 2 特許法施行規則第31条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

削除

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

3 その他は、様式第9の備考と同様とする。

様式第11（第11条関係）

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】特許法第46条第1項の規定による特許出願

（【提出日】平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

（【国際特許分類】）

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 (図面 1)

【物件名】 要約書 1

〔備考〕

- 1 特許法第46条2項の規定による出願の変更をするときは、「【特記事項】」の欄の「特許法第46条第1項」を「特許法第46条第2項」とする。
- 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「平成何年实用新案登録願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの实用新案登録出願の番号及び年月日を記録し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「平成何年意匠登録願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記録する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の实用新案登録願」のようにもとの实用新案登録出願の年月日を記録し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記録し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記録する。
- 3 特許法施行規則第31条第3項又は第4項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

様式第9（第11条関係）

- 1 1 1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 2 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【」（日本工業規格X0208号区点番号（以下「区点番号」という。）1 - 58）、「】」（区点番号1 - 59）、「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1 - 58）及び「】」（区点番号1 - 59）を、又は置き換えた文字の前後に「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）を用いるときを除く。）。日本工業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「」（区点番号2 - 5）、後ろに「」（区点番号2 - 7）を付す。
- 3 3 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記録する。
- 4 4（略）
- 5 5 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 7 7 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 8 8 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設け

4 その他は、様式第9の備考と同様とする。

様式第12（第11条関係）

1（略）

るには及ばない。

- 9 9 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記録する。法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあっては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記録する。
- 10 10 特許出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記録する。また、特許出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記録し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 11 11 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」を設けて、営業所の所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 12 12 特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考11に該当するものを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 13 13 「（【国籍】）」は、外国人の場合に限り記録する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記録した国（第2条第3項の規定によりその記録を省略した場合にあっては、省略した国）と同一であるときは、「（【国籍】）」の欄は設けるには及ばない。
- 14 14 特許出願人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記録する。
- 15 15 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記録し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記録する。
- 16 16 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名

又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「特許出願人 の代理人」のように記録する。

17 17 代理人によるときは、本人が法人の場合にあっては「【特許出願人】」の欄の「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

18 18 「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。この場合において、特許法施行規則第27条第2項の規定により特許出願人の権利について持分を記録するときは、「【特許出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記録し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記録し、「【特許出願人】」（特許出願人の権利について持分を記録する場合にあっては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記録する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 19 19 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。また、「【選任した代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返して設けて記録する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 20 20 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

- 21 21 特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての

者の持分の割合 / 」のように記録する（備考9により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

22 22 特許法施行規則第27条第1項の規定により特許法第73条第2項の規定する別段の定又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する（備考9又は備考21若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は全体の持分に対する国以外の者のすべての持分の割合若しくはその双方を記録するときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

23 23 第12条の規定により、特許法第30条第4項に規定する同条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨を記録した書面の提出に代えて発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許出願」又は「特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記録する。

24 24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

- 25 25 第12条の規定により、特許法第41条第4項に規定する書面の提出に代えて同条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」（備考24に該当する場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記録する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

- 26 26 「（【提出日】 年 月 日）」の欄には、手続をする日をなるべく記録する。

- 27 27 「（【国際特許分類】）」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条（1）の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明を最も適切に表示するものをなるべく記録する。分類のグループ記号を2以上記録する場合は行を改めて記録する。

- 28 28（略）

- 29 29 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】

2（略）

【包括委任状番号】

30 30 特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。

(削除)

様式第10（第11条関係）

3 その他は、様式第9の備考と同様とする。

様式第13（第11条関係）

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

【発明の詳細な説明】

（【図面の簡単な説明】）

（【図1】）

〔備考〕

- 1 1行は36字（1行中に半角文字が奇数個含まれる場合は35.5文字）詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字（平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字）を用いる。ただし「【」（区点番号1 - 58）「】」（区点番号1 - 59）、「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1 - 58）及び「】」（区点番号1 - 59）を、又は置き換えた文字の前後に「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）を用いるときを除く。）。
- 3 文章は口語体とし、技術的に正確にかつ簡明に発明の全体を出願当初から記録する。この場合において、他の文献を引用して明細書の記録に代えてはならない。
- 4 技術用語は、学術用語を用いる。
- 5 用語はその有する普通の意味で使用し、かつ、明細書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 6 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記録する。
- 7 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記録する。
- 8 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記録する。

- 9 化学物質を記録する場合において、物質名だけでは、その化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記録する。
- 10 「【発明の名称】」は、当該発明の内容を簡明に表示するものでなければならない。
- 11 「【特許請求の範囲】」の欄には、特許法第36条第5項及び第6項並びに特許法施行規則第24条の3に規定するところに従い、次の要領で記録する。
- イ 「【特許請求の範囲】」の記録と「【発明の詳細な説明】」の記録とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。
- ロ 請求項の記録の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
- ハ 他の請求項を引用して請求項を記録するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記録する。
- ニ 他の2以上の請求項を引用して請求項を記録するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記録する。
- ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記録する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記録するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記録する。
- 12 「【発明の詳細な説明】」の欄には、特許法第36条第4項及び特許法施行規則第24条の2に規定するところに従い、次の要領で記録する。
- イ 発明の技術上の意義を理解するために必要な事項として、原則として、特許を受けようとする発明の属する技術の分野、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【発明の属する技術分野】」「【発明が解決しようとする課題】」及び「【課題を解決するための手段】」の見出しを付す。
- ロ 特許を受けようとする発明に関連する従来技術があるときは、なるべくそれを記録し、その従来技術に関する文献が存在するときは、その文献名もなるべく記録する。この場合において、その記録は、原則として発明が解決しようとする課題の記録の前に記録するものとし、当該記録事項の前には、「【従来技術】」の見出しを付す。
- ハ 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有す

る者がその実施をすることができるように、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記録し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記録する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【発明の実施の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付す。

二 特許を受けようとする発明が従来との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記録し、当該記録事項の前には、「【発明の効果】」の見出しを付す。

ホ 塩基配列又はアミノ酸配列を記録する場合には、「【発明の詳細な説明】」の欄の最後に、「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」（平成10年6月25日特許庁公示）に従って作成した配列表を記録し、当該配列表の前には「【配列表】」と見出しを付す。当該見出しの前には段落番号を付す。

ハ 「【発明の詳細な説明】」の欄には、原則として、段落の前に、それぞれ「【」（区点番号1-58）及び「】」（区点番号1-59）を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。1の段落番号を付した段落中には複数の見出しを記録してはならない。

13 「【図面の簡単な説明】」の欄には、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記録し、かつ、図の主要な部分を表す符号の説明を記録し、その符号の説明の前には、「【符号の説明】」の見出しを付す。

14 化学式、数式、表又は日本工業規格X0208号に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を明細書中に記録する場合は、横150 mm、縦245 mmを超えて記録してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記録してはならない。また、化学式を記録しようとするときは「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記録しようとするときは、「【数1】」、「【数2】」のように、表を記録しようとするときは「【表1】」、「【表2】」のように日本工業規格X0208号に定められている文字以外の文字を記録しようとするときは「【外1】」、「【外2】」のように記録する順序により連続番号を当該化学式等の上に付す。

削除

様式第15（第11条関係）

【書類名】 図面

【図1】

〔備考〕

- 1 図は、横150 mm、縦245 mmを超えて記録してはならない。
- 2 描き方は、原則として製図法に従って鮮明に描くものとする。
- 3 2以上の図があるときは、原則として当該出願に係る発明の特徴を最もよく表す図を「【図1】」とし、以下各図ごとに「【図2】」、「【図3】」のように連続番号（二値図形により記録してはならない。）を図の上に付し、図面が複数枚にわたるときも、全ページを通じて各図ごとに連続番号を付す。また、1の番号を付した図を複数ページに記録してはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。
- 4 符号は、アラビア数字を用い、大きさは約5 mm平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付ける。同一の部分が2以上の図中にあるときは、同一の符号を用いる。
- 5 線の太さは、実線にあっては約0.4 mm（引出線にあっては約0.2 mm）、点線及び鎖線にあっては約0.2 mmとする。
- 6 切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔のことなる平行斜線を引く。
- 7 図中のある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の個所を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示す。
- 8 凹凸の部分を表すには、断面図又は斜視図を用い、特に陰影を付ける必要があるときは、約0.2 mmの実線で鮮明に描く。
- 9 中心線は、特に必要がある場合のほかは、引いてはならない。
- 10 図面に関する説明は、明細書の中に記録する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次

削除

の要領で図面の中に記録することができる。

イ 用語は、明細書において使用した用語と同一のものを用いる。

ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記録する。

ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記録する。

様式第16（第11条関係）

【書類名】 要約書

【要約】

【選択図】

〔備考〕

1 1行は36字（1行中に半角文字が奇数個含まれる場合は35.5文字）詰めとし、1ページは29行とする。

2 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字（平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字）を用いる。ただし、「【」（区点番号1 - 58）、「】」（区点番号1 - 59）、「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1 - 58）及び「】」（区点番号1 - 59）を、又は置き換えた文字の前後に「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）を用いるときを除く。）。

3 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に発明の全体を出願当初から記録する。この場合において、他の文献を引用して要約書の記録に代えてはならない。

4 技術用語は、学術用語を用いる。

5 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

6 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記録する。

削除

- 7 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記録する。
- 8 「【要約】」の欄には、明細書又は図面に記録した発明の概要を次の要領で記録する。
- イ 原則として発明が解決しようとする課題、その解決手段等を平易かつ明りように記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【課題】」、「【解決手段】」等の見出しを付す。
- ロ 文字数は400字以内とし、簡潔に記録する。
- ハ 要約の記録の内容を理解するため必要があるときは、選択図において使用した符号を使用する。
- 9 化学式等を「【要約】」の欄に記録する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記録してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記録してはならない。また、化学式を記録しようとするときは「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記録しようとするときは「【数1】」、「【数2】」のように、表を記録しようとするときは「【表1】」、「【表2】」のように、日本工業規格X0208号に定められている文字以外の文字を記録しようとするときは「【外1】」、「【外2】」のように記録する順序により連続番号を当該化学式等の上に付す。
- 10 「【選択図】」には、特許法施行規則第25条の2に規定するところに従って選択した1の図に付されている番号を「図」のように記録する。

様式16の2（第11条関係）

【書類名】 外国語明細書

- 1 Title of Invention
- 2 Claims
- 3 Detailed Description of Invention
- 4 Brief Description of Drawings

削除

削除

〔備考〕

- 1 「外国語明細書」は、特許法第36条第4項、第5項及び第6項並びに特許法施行規則第24条の2及び第24条の3に規定するところに従い記録する。
- 2 「【書類名】 外国語明細書」は、日本語で記録する。
- 3 その他は、様式第14の備考と同様とする。

様式第16の3（第11条関係）

【書類名】 外国語図面

〔備考〕

- 1 「【書類名】 外国語図面」は、日本語で記録する。
- 2 その他は、様式第15の備考と同様とする。

様式第16の4（第11条関係）

【書類名】 外国語要約書

- 1 Abstract
- 2 Representative Drawing

〔備考〕

- 1 「外国語要約書」は、特許法第36条第7項及び特許法施行規則第25条の2に規定するところに従い記録する。
- 2 「【書類名】 外国語要約書」は、日本語で記録する。
- 3 外国語要約書は、日本語に翻訳した場合に400字以内となるように簡潔に記録する。
- 4 その他は、様式第16の備考と同様とする。

削除

様式第17（第11条関係）

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

（【国際特許分類】）

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 1 年分から第 年分

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 図面 1

【物件名】 要約書 1

〔備考〕

1 1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。

- 2 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【」（区点番号1-58）、「】」（区点番号1-59）、「」（区点番号2-5）及び「」（区点番号2-7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1-58）及び「】」（区点番号1-59）を、又は置き換えた文字の前後に「」（区点番号2-5）及び「」（区点番号2-7）を用いるときを除く。）。日本工業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「」（区点番号2-5）、後ろに「」（区点番号2-7）を付す。
- 3 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記録する。
- 4 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 6 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
- 7 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあっては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記録する。
- 9 実用新案登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設

けて、住所又は居所の原語をなるべく記録する。また、実用新案登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記録し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

11 実用新案登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考第11に該当するものを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

12 「（【国籍】）」は、外国人の場合に限り記録する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記録した国（第2条第3項の規定によりその記録を省略した場合にあつては、省略した国）と同一であるときは、「（【国籍】）」の欄は設けるには及ばない。

13 実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記録する。

14 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記録し、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記録する。

15 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人の代理人」のように記録する。

16 代理人によるときは、本人が法人の場合にあつては「【実用新案登録出願人】」の欄の「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

17 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記

録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
この場合において、実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法
施行規則第27条第1項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を
記録するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設け
て「 / 」のように分数で記録し、実用新案登録出願人に係る代表者選定の
届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される実用新案登録出願人
を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記録し、「【実用新案登録出
願人】」（実用新案登録出願人の権利について持分を記録する場合にあっては
、「【持分】」)の次に「【代表出願人】」と記録する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第1年分から第 年分

- 18 「【納付年分】」の欄には、「第1年分から第3年分」のように納付年分を記録する。
- 19 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる出願手数料と登録料の合算額（「円」「 $\frac{1}{100}$ 」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。実用新案法第31条第5項ただし書及び同法第54条第6項ただし書の規定により、現金により出願手数料及び登録料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、出願手数料及び登録料は、一の納付書を使用して納付しなければならない。
- 20 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する（備考8により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。
- 21 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項に規定する別段の定又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する（備考8又は備考20若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は全体の持分に対する国以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記録するときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。
- 22 第12条の規定により、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第4項に規定する同条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて考案の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事

項】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」又は「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第3項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記録する。

23 第12条の規定により、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

24 第12条の規定により、実用新案法第8条第4項に規定する書面の提出に代えて同条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは「【代理人】」（備考23に該当する場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記録する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記録し、「【出

願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

25 「（【提出日】平成 年 月 日）」の欄には、電子情報処理組織を利用して手続を行うときは、その手続をする日、磁気ディスクの提出により手続を行うときは、その提出をする日、磁気ディスクの提出により手続を行うときは、その提出する日となるべく記録する。

26 （【国際特許分類】）の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条（1）の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に表示するものとなるべく記録する。分類のグループ記号を2以上記録する場合は行を改めて記録する。

27 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する（備考28において同じ。）。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

28 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】

削除

【包括委任状番号】

29 実用新案法施行規則第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記録する。

30 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。また、「【選任した代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

様式第18（第11条関係）

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】実用新案法第10条第1項の規定による実用新案登録出願

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

(【国際特許分類】)

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 1 年分から第 年分

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】明細書 1

【物件名】図面 1

【物件名】要約書 1

〔備考〕

- 1 実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【特記事項】」の欄の「実用新案法第10条第1項」を「実用新案法第10条第2項」と、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「【特記事項】」の欄の「実用新案法第10条第1項」を「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項」とする。

2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「平成何年特許願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記録し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「平成何年意匠登録願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記録し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「【出願番号】」には「平成何年実用新案登録出願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記録する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記録し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記録し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記録し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記録し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記録する。

3 実用新案法施行規則第23条4項において準用する特許法施行規則第31条第2項、第3項又は第4項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する

。—
【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

削除

4 その他は、様式第17の備考と同様とする。

様式第19（第11条関係）

【書類名】 明細書

【考案の名称】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

【考案の詳細な説明】

【図面の簡単な説明】

【図1】

〔備考〕

- 1 1行は36字（1行中に半角文字が奇数個含まれる場合は35.5文字）詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字（平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字）を用いる。ただし、「【」（区点番号1 - 58）、「】」（区点番号1 - 59）、「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1 - 58）及び「】」（区点番号1 - 59）を、又は置き換えた文字の前後に「」（区点番号2 - 5）及び「」（区点番号2 - 7）を用いるときを除く。）。
- 3 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の全体を出願当初から記録する。この場合において、他の文献を引用して明細書の記録に代えてはならない。
- 4 技術用語は、学術用語を用いる。
- 5 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りではない。
- 6 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記録する。

- 7 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記録する。
- 8 化学物質を記録する場合において、物質名だけでは、その化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記録する。
- 9 「【考案の名称】」は、当該考案の内容を簡明に表示するものでなければならない。
- 10 「【実用新案登録請求の範囲】」の欄には、実用新案法第5条第5項及び第6項並びに実用新案法施行規則第4条に規定するところに従い、次の要領で記録する。
- イ 「【実用新案登録請求の範囲】」の記録と「【考案の詳細な説明】」の記録とは矛盾してはならず、文句は統一して使用しなければならない。
- ロ 請求項の記録の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
- ハ 他の請求項を引用して請求項を記録するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記録する。
- ニ 他の2以上の請求項を引用して請求項を記録するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記録する。
- ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記録する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記録するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記録する。
- 11 「【考案の詳細な説明】」の欄には、実用新案法第5条第4項及び実用新案法施行規則第3条の2に規定するところに従い、次の要領で記録する。
- イ 考案の技術上の意義を理解するために必要な事項として、原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【考案の属する技術分野】」「【考案が解決しようとする課題】」及び「【課題を解決するための手段】」の見出しを付す。
- ロ 実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来技術があるときは、なるべくそれを記録し、その従来技術に関する文献が存在するときは、そ

の文献名もなるべく記録する。この場合において、その記録は、原則として考案が解決しようとする課題の記録の前に記録するものとし、当該記録事項の前には「【従来の技術】」の見出しを付す。

八 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記録し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記録する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【考案の実施の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付す。

三 実用新案登録を受けようとする考案が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記録し、当該記録事項の前には、「【考案の効果】」の見出しを付す。

ホ 塩基配列又はアミノ酸配列を記録する場合には、「【考案の詳細な説明】」の欄の最後に、「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」（平成10年6月25日特許庁公示）に従って作成した配列表を記録し、当該配列表の前には「【配列表】」と見出しを付す。当該見出しの前には段落番号を付す。

ハ 「【考案の詳細な説明】」の欄には、原則として、段落の前に、それぞれ「【」（区点番号1 - 58）及び「】」（区点番号1 - 59）を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。1の段落番号を付した段落中には複数の見出しを記録してはならない。

12 「【図面の簡単な説明】」の欄には、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記録し、かつ、図の主要な部分を表わす符号の説明を記録し、その符号の説明の前には、「【符号の説明】」の見出しを付す。

13 化学式等を明細書中に記録する場合は、横150mm、縦245mmを超えて記録してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記録してはならない。また、化学式を記録しようとするときは「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記録しようとするときは「【数1】」、「【数2】」のように、表を記録しようとするときは「【表1】」、「【表2】」のように、日本工業規格X0208号に定められている文字以外の文字を記録しようとするときは「【外1】

削除

」、「【外2】」のように記録する順序により連続番号を当該化学式等の上に付し、配列表を記録しようとするときは「【配列表】」の見出しを当該配列表の上に付す。

様式第20（第11条関係）

【書類名】 要約書

【要約】

【選択図】

〔備考〕

- 1 1行は36字（1行中に半角文字が奇数個含まれる場合は35.5文字）詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字（平仮名（外来語は片仮名）常用漢字及びアラビア数字）を用いる。ただし、「【」（区点番号1-58）、「】」（区点番号1-59）、「」（区点番号2-5）及び「」（区点番号2-7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1-58）及び「】」（区点番号1-59）を、又は置き換えた文字の前後に「」（区点番号2-5）及び「」（区点番号2-7）を用いるときを除く。）。
- 3 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の全体を出願当初から記録する。この場合において、他の文献を引用して要約書の記録に代えてはならない。
- 4 技術用語は学術用語を用いる。
- 5 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りではない。
- 6 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標がある旨を記録する。
- 7 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧

削除

をしてその原語を記録する。

8 「【要約】」の欄には、明細書又は図面に記録した考案の概要を次の要領で記録する。

イ 原則として考案が解決しようとする課題、その解決手段等を平易かつ明りように記録する。この場合において、各記録事項の前には、「【課題】」、「【解決手段】」等の見出しを付す。

ロ 文字数は400字以内とし、簡潔に記録する。

ハ 要約の記録の内容を理解するため必要があるときは、選択図において使用した符号を使用する。

9 化学式等を「【要約】」の欄に記録する場合は、横150 mm、縦245 mmを超えて記録してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記録してはならない。また、化学式を記録しようとするときは「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記録しようとするときは「【数1】」、「【数2】」のように、表を記録しようとするときは「【表1】」、「【表2】」のように、日本工業規格X0208号に定められている文字以外の文字を記録しようとするときは「【外1】」、「【外2】」のように記録する順序により連続番号を当該化学式等の上に付す。

10 「【選択図】」には、実用新案法施行規則第6条に規定するところに従って選択した1の図に付されている番号を「図」のように記録する。

様式第20の2（第11条関係）

【書類名】 翻訳文提出書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【確認事項】

【提出物件の目標】

【物件名】 外国語明細書の翻訳文 1

【物件名】（外国語図面の翻訳文 1）

【物件名】 外国語要約書の翻訳文 1

〔備考〕

1 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記録した整理番号を記録する。

2 「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。

3 「【特許出願人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

削除

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 「【確認事項】」の欄には、本書に添付した翻訳文は、外国語書面出願の願書に添付して提出した外国語明細書、外国語図面及び外国語要約書に記載した事項を過不足なく適正な日本語に翻訳したものである旨を記録する。

6 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで、24及び28と同様とする。

様式第20の3（第11条関係）

【書類名】 明細書

【発明の名称】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

【発明の詳細な説明】

（【図面の簡単な説明】）

（【図1】）

〔備考〕

1 外国語明細書の翻訳文は、次の要領で記録する。

イ 外国語明細書に記載した「Title of Invention」、「Claims」、「Detailed Description of Invention」及び「Brief Description of Drawings」の欄名は、各々「【発明の名称】」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」及び「【図面の簡単な説明】」と翻訳する。

削除

削除

ロ 「【特許請求の範囲】」の欄の請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記録する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記録するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記録する。

ハ 「【発明の詳細な説明】」の欄の段落の前に付す段落番号は「【0001】」、「【0002】」のように、見出しは、各々「【発明の属する技術分野】」、「【従来技術】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の実施の形態】」、「【実施例】」、「【発明の効果】」のように記録する。

ニ 「【図面の簡単な説明】」の欄の図の番号は、「【図1】」、「【図2】」のように、符号の説明の前の見出しは「【符号の説明】」のように記録する。

2 その他は、様式第14の備考1、2、4から7まで及び14と同様とする。

様式第20の4（第11条関係）

【書類名】 図面

【図1】

〔備考〕

様式第15の備考と同様とする。

様式第20の5（第11条関係）

【書類名】 要約書

【要約】

【選択図】

削除

〔備考〕

- 1 「【要約】」の欄には、「【課題】」、「【解決手段】」のように見出しを記録する。
- 2 その他は、様式第16の備考1、2、4から7まで、9及び10と同様とする。

様式第21（第11条関係）

【書類名】 出願放棄書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記録した整理番号を記録する。
- 2 「【特許出願人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

5 特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明

削除

書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【提出物件の目録】

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

6 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで及び24並びに様式第20の2の備考2と同様とする。

様式第22（第11条関係）

【書類名】 出願取下書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

〔備考〕

様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第21の備考1から5までと同様とする。

削除

様式第23（第11条関係）

【書類名】 先の出願に基づく優先権主張取下書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【先の出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

〔備考〕

1 「【先の出願の表示】」の欄の「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」には、優先権主張の基礎とした先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記録する。また、2以上の優先権の主張を取り下げるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願の表示】

【出願番号】

削除

【出願日】

- 2 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第21の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第21の備考4及び5中「【代理人】」とあるのは「【先の出願の表示】」と読み替えるものとする。

様式第24（第11条関係）

【書類名】 期間延長請求書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

（特許庁審査官 殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【請求の内容】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許

削除

庁審査官、その他の場合は特許庁長官とする。

2 「【請求人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記録する。

4 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで、18及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第21の備考2、3及び5と同様とする。この場合において、様式第21の備考5中「【代理人】」とあるのは「【手数料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第25（第11条関係）

【書類名】 出願人名義変更届

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 権利の承継を証明する書面 1

【物件名】 ()

〔備考〕

- 1 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 特許法施行規則第27条第1項の規定により届出人の権利について持分を記録するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「 / 」のように分数で記録する。
- 3 承継人だけで届け出るときは「【譲渡人】」の欄は不要とし、譲渡人だけで届け出るときは、「【承継人代理人】」の欄（承継人が法人の場合にあっては「【承継人】」の欄の「【代表者】」の欄及び「【承継人代理人】」の欄）は設けるには及ばない。ただし、譲渡人だけで届け出るときは、権利の承継を証明する書面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押さなければならない。
- 4 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代

理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

削除

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 5 「【手数料の表示】」の欄は、特許法第34条第4項の規定により届出をする場合において、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「承継人であることを証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、法人の合併によるときは「登録簿の謄本」とする。
- 7 その他は、様式第9の備考1、2、4から16まで、19、24、27及び28並びに様式第21の備考1と同様とする。

様式第26（第11条関係）

【書類名】 出願審査請求書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【請求項の数】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 請求人が特許出願人以外の者であるときは、「【書類名】」の欄には、「出願審査請求書（他人）」と記録する。
- 2 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記録する。
- 3 「【請求人】」の欄に記録すべき者が2人以上であるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

削除

【氏名又は名称】

(【国籍】)

4 特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する(備考2により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。)

5 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、7、10、12、14から16まで、18、24、27及び28、様式第20の2の備考1並びに様式第21の備考3と同様とする。

様式第27(第11条関係)

【書類名】 意見書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【意見の内容】

【証拠方法】

様式第12（第11条関係）

【あて先】 特許庁長官 殿
 （特許庁審判長 殿）

- 1 1 「【あて先】」は、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 2 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 -
 」のように出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「平成何年何月何

【提出物件の目録】〔備考〕

- 1 図、化学式等又は配列表を「【意見の内容】」の欄に記録する場合は、横150 mm、縦245 mmを超えて記録してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記録してはならない。
- 2 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで、24及び28、様式第20の2の備考2、様式第21の備考1から3まで並びに様式第24の備考3と同様とする。

様式第27の2（第11条関係）

【あて先】 特許庁長官 殿
 （特許庁審査官 殿）

【補正により増加する請求項の数】【手数料補正】【補正対象書類名】【予納台帳番号】【納付金額】【手数料の表示】【予納台帳番号】【納付金額】

日提出の特許願」のように出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記録した整理番号を記録する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服 - 」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記録する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記録する。

3 3 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記録する。法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。

4 4 (略)

5 5 「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 6 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記録する。

イ 「【補正対象書類名】」は、「手続補正書」、「包括委任状援用制限届」のように補正する書類名を記録する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「平成何年何月何日」のように記録する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「補正をする者」、「手続をした」のように補正をする単位を記録する。

ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記録する。ただし、願書を補正する場合において、新たに発明者を加えるとき又

1 (略)

2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記録する(備考3及び7の場合を除く。)

イ 「【補正対象書類名】」は、「特許願」、「明細書」、「図面」、「要約書」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「翻訳文提出書」、「出願審査請求書」のように補正する書類名を記録する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「平成何年何月何日」のように記録する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「発明者」、「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「発明の名称」、「特許請求の範囲」

は発明者のうちの一部の者を削るときは「変更」と記録する。

二 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記録した事項（前に「【】」（区点番号1-58）、後ろに「】」（区点番号1-59）を付す。）及び補正後の内容を記録する。この場合において、「【補正をする者】」、「【手続をした者】」、「【代理人】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記録し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

7 7（略）
（削除）

、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項」、段落番号「 」、「図」、「符号の説明」、「全文」、「全図」、「手続補正」、「誤訳訂正」、「訂正の理由」のように補正をする単位を記録する。

八 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記録する。ただし、願書を補正する場合において、新たに発明者を加えるとき又は発明者のうちの一部の者を削るときは「変更」と記録する。

二 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記録した事項（前に「【】」（区点番号1-58）、後ろに「】」（区点番号1-59）を付す。）及び補正後の内容を記録する。この場合において、「【発明者】」、「【特許出願人】」、「【請求人】」、「【代表者】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」若しくは「【譲渡人代理人】」又は「【パリ条約による優先権等の主張】」、「【先の出願に基づく優先権主張】」、「【最初の出願の表示】」若しくは「【先の出願の表示】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記録し、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、願書、明細書、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記録し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

3（略）

4 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名称】」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄若しくは「【特許請求の範囲】」の欄の「【請求項】」、「【発明の詳細な説明】」の欄の段落番号「【 】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄の図の説明の「【図】」若しくは「【符号の説明】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと）。この場合において、明細書の全文を補正するときを除き、「【特許請求の範囲】」の欄に記載した請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった後の補正をするときは「【特許請求の範囲】」の欄を単位として、「【発明の詳細

(削除)

(削除)

8 8 (略)

(削除)

(削除)

な説明】」の欄に記載した段落番号「【 】」の数を増加又は減少する補正をするときは、「【発明の詳細な説明】」の欄を単位として補正しなければならない。

5 図面を補正するときは、全図又は「【図】」を単位として補正しなければならない。

6 要約書を補正するときは、要約書の全文を補正しなければならない。

7 (略)

8 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合(備考9に該当するときを除く。)において、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」のように書類名を記録し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額からの納付に充てる不足手数料の額を記録する。特許法第195条第7項ただし書又は実用新案法第54条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合は、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」のように書類名を記録し、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合には、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

9 「【手数料の表示】」の欄は、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合において、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする・が特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号)第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の納付に際して第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記録する。特許法第195条第7項ただし書又は実用新案法第54条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合には、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、一の納付書を使用して納付しなければならない。

(削除)

- 9 9 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定による時は援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定による時は援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を記録する。
- 10 10 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、11、15から17まで、26及び29と同様とする。

削除

10 特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。

11 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで及び24、様式第20の2の備考2、様式第21の備考1、3から5まで、様式第24の備考1及び3並びに様式第27の備考1と同様とする。この場合において、様式第21の備考4及び5中「【代理人】」とあるのは「【手数料の表示】」と、様式第27の備考1中「【意見の内容】」とあるのは「【補正の内容】」と読み替えるものとする。

様式第28(第11条関係)

【書類名】 弁明書
(【提出日】 平成 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【弁明をする者】
【識別番号】
【住所又は居所】

削除

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【弁明の内容】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで、24及び28、様式第20の2の備考2、様式第21の備考1から3まで並びに様式第24の備考3と同様とする。この場合において、様式第21の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【弁明をする者】」と読み替えるものとする。

様式第28の2（第11条関係）

【書類名】 誤訳訂正書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

（特許庁審査官 殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【訂正により増加する請求項の数】

【誤訳訂正 1】

【訂正対象書類名】

【訂正対象項目名】

【訂正方法】

【訂正の内容】

【訂正の理由等】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 訂正の理由の説明に必要な資料 1

〔備考〕

1 「【誤訳訂正 1】」の欄は、次の要領で記録する。

イ 「【訂正対象書類名】」は、「明細書」、「図面」のように補正する書類名を記録する。

ロ 「【訂正対象項目名】」は、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項」、「段落番号」、「図」、「符号の説明」のように補正をする単位名を記録する。

ハ 「【訂正方法】」は、補正をする単位において、明細書又は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記録する。

ニ 「【訂正の内容】」は「【訂正対象項目名】」に記録した事項（前に「【」（句点番号 1 - 58）, 後ろに「】」（句点番号 1 - 59）を付す。）及び補正後の内容を記録する。この場合において、「【訂正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書の全文又は図面の全図を「【書類名】」とともに記録し、「【訂正方法】」が「削除」のときは、「【訂正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

2 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【誤訳訂正1】」の欄の次に「【誤訳訂正2】」、「【誤訳訂正3】」のように記録する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】

【訂正対象項目名】

【訂正方法】

【訂正の内容】

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】

【訂正対象項目名】

【訂正方法】

【訂正の内容】

3 「【訂正の理由等】」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書又は外国語図面の記載事項とその記載個所、補正前の明細書又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後の明細書又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由（以下この様式において「訂正理由等」という。）を具体的に記録する。備考2に従い【誤訳訂正1】、【誤訳訂正2】のように複数の欄を設けたときは、それらに対応する訂正理由等を「（訂正の理由1）」、「（訂正の理由2）」のようにそれぞれ見出しを付して記録する。また、1の補正をする単位中において2以上の個所を補正するときは、それらに対応する訂正理由等を「（訂正の理由1-1）」、「（訂正の理由1-2）」のようにそれぞれ見出しを付して記録する。

4 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあっては、1請求項を増加することに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額（「円」「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。））を記録する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合において、電子情報処理組織を使

様式第13（第11条関係）

- 1 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 _____」のように出願の番号を記録する。審査に係属中のものについては、「

用して特定手続を行うときに限り、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、出願審査の請求後請求の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加すること、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の双方を一の納付書を使用して納付しなければならない。

- 5 訂正理由等の説明をするために辞書の写し等の資料が必要となるときは、「訂正の理由の説明に必要な資料」として、これを「【提出物件の目録】」の欄の次に頁を改めて記録し、その資料により説明をする訂正理由等との対応関係を明らかにするために、当該記録事項の上に「（訂正の理由1の説明に必要な資料）」、「（訂正の理由2の説明に必要な資料）」、「（訂正の理由1-1の説明に必要な資料）」、「（訂正の理由1-2の説明に必要な資料）」のように記録する。当該資料は、横150 mm、縦245 mmを超えて記録してはならない。

- 6 特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。

- 7 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで、24及び28、様式第20の2の備考2、様式第21の備考1から3まで、様式第24の備考1及び3、様式第27の備考1並びに様式第27の2の備考4及び5と同様とする。この場合において、様式第27の備考1中「【意見の内容】」とあるのは「【訂正の内容】」及び「【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

様式第28の3（第11条関係）

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように出願の番号を記録する。

【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服
- 」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」に
出願の番号を記録する。

4 4 本国における商標の登録を条件として、商標登録を認める制度を採用する国
へ提出する証明書を請求するときは、次の要領で記録する。

イ 「【書類名】」は「本国登録証明請求書」と記録し、「【事件の表示】」
を「【商標登録番号】」とし、当該商標登録番号を記録し、「【証明に係る
事項】」の欄を「【出願国名】」とし、当該国名を記録する。

ロ 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務（包含）の証明が必要な場合は「
【出願国名】」の次に、「【証明に係る他の事項】」の欄を設けて、「商標
登録の範囲の確認に関する事項に記録した商品名又は役務名が本件指定商品
又は指定役務に含まれることを証明してください。」と記録し、次に「【商
標登録の範囲の確認に関する事項】」の欄を設け、次に、「【商品及び役務
の区分】」及び「【商品名又は役務名】」の欄を設け、当該商品及び役務の
区分及び商品又は役務を記録する。

ハ 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明が2以上のときは、次のよ
うに欄を繰り返し設けて記載する。

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

ニ 出願国名が2以上あるときは、「【出願国名】」を繰り返し設けて記録す
る。

5 5（略）

6 6（略）

7 7（略）

8 8 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26並びに様式第12の備考3と
同様とする。

4（略）

5（略）

6（略）

7 その他は、様式第9の備考1、2、4、5及び24並びに様式第20の2の備考
2と同様とする。

- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考3並びに様式第13の備考1、2、5及び7と同様とする。

様式第15（第11条関係）

- 2 2 「【特許番号】」には、「特許第 _____ 号」のようにその特許番号を記録する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第 _____ 号」のようにその登録番号を記録する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第 _____ 号」のようにその登録番号を記録する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第 _____ 号」のようにその登録番号を記録し、商標権の分割又は商標権の分割移転に係る登録の場合は「商標登録第 _____ 号」に続けて「の2」のように示す記号を記録する。
- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考3並びに様式第13の備考2及び5から7までと同様とする。

様式第16（第11条関係）

- 1 1 「【手数料の表示】」の欄は、法第11条に規定する縦覧をする場合には記録するに及ばない。
- 2 2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考3並びに様式第13の備考1、2及び7と同様とする。

様式第17（第11条関係）

- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、4、5及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第28の3の備考1、2、4及び6と同様とする。

様式第28の5（第11条関係）

- 2 「【特許番号】」には、「特許第何号」のようにその特許番号を記録する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第何号」のようにその登録番号を記録する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第何号」のようにその登録番号を記録する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第何号」のようにその登録番号を記録し、商標権の分割又は商標権の分割移転に係る登録の場合は「商標登録第何号」に続けて「の2」のように示す記号を記録する。
- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、4、5及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第28の3の備考2、4、5及び6と同様とする。

様式第28の6（第11条関係）

- 1 「（【手数料の表示】）」の欄は、法第11条に規定する縦覧をする場合には記録するに及ばない。
- 2 2 その他は、様式第9の備考1、2、4、5及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第28の3の備考1、2及び6と同様とする。

様式第28の7（第11条関係）

15

16

17

備考 様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考2、様式第13の備考2及び7並びに様式第15の備考2と同様する。

18

様式第18（第11条関係）

3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6及び26、様式第12の備考2並びに様式第13の備考2、5及び7と同様とする。

19

様式第19（第11条関係）

1 1 「【出願番号】」の欄には、「特願 _____ - _____」のように特許出願の番号を記録する。

2 2 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。

3 3（略）

4 4（略）

5 5（略）

6 6 特許法施行規則第69条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。特許法施行規則第69条第4項の規定により産業再生法第32条の規定の適用を受けようとするときは、「【特許料の表示】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法32条の規定による特許料の1/2軽減」のように記録する。これらの場合において、備考5により名称変更届等を提出した旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。

様式第9の備考1、2、4、5及び24、様式第20の2の備考2、様式第28の3の備考2及び6並びに様式第28の5の備考2と同様する。

様式第28の8（第11条関係）

3 3 その他は、様式第9の備考1、2、4、5及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第28の3の備考1、2及び4から6までと同様とする。

様式第29（第11条関係）

1 「【出願番号】」の欄には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記録する。

2（略）

3（略）

4（略）

5 特許法施行規則第69条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【特許料の納付】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。特許法施行規則第69条第4項の規定により産業再生法第32条の規定の適用を受けようとするときは、「【特許料の納付】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法32条の規定による特許料の1/2軽減」のように記録する。これらの場合において、備考4により名称変更届等を提出した旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。

7 7 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26並びに様式第12の備考3と同様とする。

様式第20（第11条関係）

4 4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

削除

6 その他は、様式第9の備考1、2、4から7まで、10及び24並びに様式第20の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第9の備考6中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

様式第30（第11条関係）

4 4 その他は、様式第9の備考1、2、4から7まで、10及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第29の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第9の備考6中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第29の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

様式第31（第11条関係）

【書類名】 実用新案技術評価請求書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【評価の請求に係る請求項の数】

【評価の請求に係る請求項の表示】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年実用新案登録願第何号」のように実用新案登録出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記録した整理番号を記録する。また、登録後に請求するときは、「【出願の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記録する。
- 2 「【評価の請求に係る請求項の表示】」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように、評価の請求に係る請求項に付した番号を記録する。
- 3 「【請求人】」又は「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

様式第21（第11条関係）

- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】とあるのは「【実用新

【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】

- 4 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。実用新案法第54条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。
- 6 その他は、様式第17の備考1、2、4、5、7、10、12、14から16まで、25、27及び29並びに様式第26の備考2と同様とする。

様式第32（第11条関係）

- 3 その他は、様式第9の備考1、2、4から7まで、10及び24、様式第20の2の備考2、様式第29の備考2及び3並びに様式第30の備考1と同様とする。この場合において、様式第9の備考6中「【特許出願人】とあるのは「【納付

案権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第22（第11条関係）

- 2 2 意匠法施行規則第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。
- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「意願」と備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第23（第11条関係）

- 2 2 意匠法施行規則第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する（備考1により登録料及び割増登録料を追納した旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第29の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考3中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第33（第11条関係）

- 2 意匠法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する。
- 3 その他は、様式第9の備考1、2、4から7まで、10及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第29の備考1から4までと同様とする。この場合において、様式第9の備考6中「【特許出願人】」とあるのは、「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第29の備考1中「特許願」とあるのは「意匠登録願」と、備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考3中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と備考4中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第34（第11条関係）

- 2 意匠法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記録する（備考1により登録料及び割増登録料を追納した旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

- 3 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3、様式第19の備考2から5まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】とあるのは「【意匠権者】」と、備考4中「【特許料の表示】とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第24（第11条関係）

- 4 4 商標法第68条の2の規定による手続補正書を同時に提出するときは、「【納付の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の2の規定による手続補正書提出」と記録する（備考3により国以外の者の持分の割合を記載したときは、その記載次に行を改めて記載する。）。
- 5 5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】とあるのは「【商標登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と「【特許料の表示】とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第25（第11条関係）

- 2 2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3、様式第13の備考2並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この

- 3 その他は、様式第9の備考1、2、4から7まで、10及び24、様式第20の2の備考2、様式第29の備考2及び3並びに様式第30の備考1と同様とする。この場合において、様式第9の備考6中「【特許出願人】とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第29の備考2中「【特許出願人】とあるのは「【意匠権者】」と、備考3中「【特許料の表示】とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第35（第11条関係）

- 4 4 その他は、様式第9の備考1、2、4から7まで、10及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第29の備考1から4までと同様とする。この場合において、様式第9の備考6中「【特許出願人】とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第29の備考1中「特許願」とあるのは「商標登録願」と備考2中「【特許出願人】とあるのは「【商標登録出願人】」と、備考3中「【特許料の表示】とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考4中「特許査定」とあるのは「登録査定」と「【特許料の表示】とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第35の2（第11条関係）

- 2 2 その他は、様式第9の備考1、2、4から8まで、10及び24並びに様式第29の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第9の備考6中「【特

場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第26（第11条関係）

- 2 2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考3並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第27（第11条関係）

- 1 1 「【事件の表示】」の欄は次の要領で記録する。
- イ 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 - _____」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記録した整理番号を記録する。
- ロ 書換登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし「書換 - _____」のように申請の番号を記録する。ただ

許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第29の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考3中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第36（第11条関係）

- 2 2 その他は、様式第9の備考1、2、4から7まで、10及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第29の備考1から4までと同様とする。この場合において、様式第9の備考6中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第29の備考1中「特許願」とあるのは「防護標章更新登録願」と、備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と、備考3中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考4中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第37（第11条関係）

し、申請の番号が通知されていないときは「【申請番号】」の欄を「【申請日】」とし「平成何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記録し、「【申請日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該申請の申請書に記録した整理番号を記録する。

八 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服 - 」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」（書換登録申請に対する拒絶査定不服審判に係属中のものについては「【申請番号】」に申請の番号）に出願の番号を記録する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記録する。

2 2（略）

3 3（略）

4 4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、11、15及び26並びに様式第12の備考3と同様とする。

1（略）

2（略）

3 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、10、14及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第21の備考1と同様とする。

28

様式第28（第11条関係）

3 3 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

4 4 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証

様式第38（第11条関係）

明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【提出物件の目録】

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

5 5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11、15から17まで及び26、様式第12の備考3、様式第13の備考2並びに様式第27の備考1、3及び4と同様とする。

削除

3 その他は、様式第9の備考1、2、4、5、7、10、14から16まで及び24、様式第20の2の備考2並びに様式第21の備考1及び3から5までと同様とする。

様式第39（第11条関係）

【書類名】 代理人選任届

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【届出の内容】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】 代理人の選任を証明する書面 1

【物件名】 ()

〔備考〕

- 1 復代理人の選任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人選任届」とし、「【手続をした者】」の次に「【代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け（備考2、3又は4の復代理人に係る手続において同様とする。）復代理人を選任した代理人を記録し、「【届出の内容】」の欄の「選任した代理人」を「選任した復代理人」とし選任した復代理人を記録する。
- 2 代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した代理人の「氏名又は名称」の次に「代理権の消滅した代理人」、「識別番号」、「住所又は居所」及び「氏名又は名称」の欄を設けて、代理権の消滅した代理人を記録する。復代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した復代理人の「氏名又は名称」の次に「代理権の消滅した復代理人」、「識別番号」、「住所又は居所」及び「氏名又は名称」の欄を設けて、代理権の消滅した復代理人を記録する。
- 3 代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記録し、「選任した代理人」を「代理権を変更した代理人」として代理権を変更した代理人を記録する。復代理人の代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記録し、「選任した代理人」を「代理権を変更した復代理人」とし代理権を変更した復代理人を記録する。
- 4 代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の「選任した代理人」を「代理権の消滅した代

削除

理人】」として代理権の消滅した代理人を記録する。復代理人の代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した復代理人】」とし代理権の消滅した復代理人を記録する。

5 「【届出の内容】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【届出の内容】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 その他は、様式第9の備考1、2、4から7まで、10、14から16まで、24、27及び28、様式第20の2の備考2、様式第21の備考1及び3並びに様式第38の備考1と同様とする。

様式第40（第11条関係）

【書類名】 代理人受任届

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】 代理権を証明する書面 1

【物件名】 ()

〔備考〕

- 1 復代理人が受任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人受任届」とし、「【手続をした者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設け（備考2においても同様とする。）、復代理人を選任した代理人を記録し、「【受任した代理人】」の欄を「【受任した復代理人】」とする。
- 2 代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した代理人】」とする。復代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した復代理人】」とする。
- 3 「【受任した代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 4 その他は、様式第9の備考1、2、4から7まで、10、14、15、24、27及び28、様式第20の2の備考2、様式第21の備考1並びに様式第38の備考1と同様とする。

削除

様式第40の2（第11条関係）

【書類名】 優先審査に関する事情説明書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【実施の状況等】

【提出物件の目録】

〔備考〕

1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

2 「【実施の状況等】」の欄には、「1．実施の状況」、「2．実施等による影響」及び「3．折衝の経過」の項目を設けて、次の要領で記録する。

イ 「1．実施の状況」には、実施者の住所、氏名及び電話番号、実施者が特許出願人と取引関係、人的・資金的関係等を有するときはその関係、実

施に係る物又は方法、実施の場所、実施の時期、生産・使用・販売等実施の方法及びその数量又は金額その他の実施の状況を明らかにする事項を具体的に記録する。

ロ 「2.実施等による影響」には、提出者が特許出願人であるときは実施により受けている影響、特許出願人でないときは特許出願人の警告等により受けている影響を具体的に記録する。

ハ 「3.折衝の経過」には、実施に関して行われた特許出願人と実施者との折衝の経過及びその結果を具体的に記録する。

3 次に掲げる書類又は物件は、様式第44により作成した手続補足書により提出する。

イ 警告状の写し

ロ 特許出願人でない者の実施に係る物又は方法の説明書及び必要な図面並びにその実施が特許出願に係る発明の実施となる理由を具体的に記載した書面

ハ 「1.実施の状況」に記載した事項の根拠となる書類又は物件

ニ 提出者が特許出願人でない者であるときは、その特許出願に係る発明が特許要件を欠くものであるとする理由を記載した書面及びその根拠となる刊行物その他の書類

4 第19条第2項の規定により、「書類又は物件」を様式第44により作成した手続補足書により提出する場合にあっては、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、手続補足書により提出する書類又は物件名を記録する。また、2以上の書類又は物件を手続補足書により提出する場合は、「【提出物件の目録】」の欄に次のように繰り返し設けて記録する。

【提出物件の目録】

【物件名】

【物件名】

5 その他は、様式第9の備考1、2、4から6まで、10、14から16まで、24、27及び28並びに様式第20の2の備考3と同様とする。

30

様式第30（第17条関係）

31

様式第31（第18条関係）

32

様式第32（第19条及び第22条関係）

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 1 1 意匠法第6条第2項の規定によりひな形又は見本を提出するときは、「【書類名】」の「手続補足書」を「ひな形又は見本補足書」とする。
- 2 2 「【事件の表示】」の欄は次の要領で記載する。
イ 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 -

様式第42（第17条関係）

様式第43（第18条関係）

様式第44（第19条及び第22条関係）

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ 書換登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし「書換 - 」のように申請の番号を記載する。ただし、申請の番号が通知されていないときは「【申請番号】」の欄を「【申請日】」とし「平成何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記載し、「【申請日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該申請の申請書に記載した整理番号を記載する。

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服 - 」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」（書換登録申請に対する拒絶査定不服審判に係属中のものについては「【申請番号】」に申請の番号）に出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

3 3 (略)

4 4 「【補足をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 5 「【補足対象書類名】」の欄には、「特許願」、「意匠登録願」、「手続補正書」のように補足する書類名を記載する。

1 (略)

2 「【補足をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

3 「【補足対象書類名】」の欄には、「特許願」、「手続補正書」のように補足する書類名を記載する。

6 6 特許法第195条第7項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書若しくは第54条第6項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書（第41条の2第5項及び第65条の7第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

7 7（略）

8 8（略）

9 9（略）

10 10 第61条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

11 11 その他は、様式第1の備考1、2、14、16から18まで並びに様式第7の備考1から9まで及び12から16までと同様とする。

4 特許法第195条第7項ただし書又は実用新案法第31条第5項ただし書若しくは第54条第6項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

5（略）

6（略）

7（略）

8 第61条第1項において準用する特許法施行規則第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同規則第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

9 その他は、様式第1の備考1、2、14、16から18まで並びに様式第7の備考1から8まで及び11から15までと同様とする。

34

様式第34（第36条関係）

35

様式第35（第38条関係）

36

様式第36（第39条関係）

削除

様式第48（第36条関係）

様式第49（第38条関係）

様式第50（第39条関係）

様式第51（第40条関係）

【書類名】 特許料納付書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【請求項の数】

【特許出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

【納付年分】 第1年分から第 年分

【特許料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

1 「【出願番号】」の欄には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。

2 「【特許出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許出願人】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は 識別ラベル

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は 識別ラベル

3 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」）の次に「【電話番号】」の欄を設けて納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

4 「【特許料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる特許料（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

5 特許査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提

削除

出」のように記載する。

6 特許法施行規則第69条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割分に乘じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割分 / 」のように記載する。特許法施行規則第69条第4項の規定により産業再生法第32条の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法32条の規定による特許料の1/2軽減」のように記載する。これらの場合において、備考5により名称変更届等を提出した旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。

7 その他は、様式第1の備考1、2、14及び18並びに様式第7の備考1、2、4から8まで及び14と同様とする。

様式第52（第40条関係）

【書類名】 特許料納付書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求項の数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【納付年分】 _____ 第 年分

【特許料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

削除

〔備考〕

- 1 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載する。
- 3 特許法施行規則第69条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割分 / 」のように記載する（備考2により特許料及び割増特許料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 4 その他は、様式第1の備考1、2、14及び18、様式第7の備考1、2、4から8まで及び14並びに様式第51の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第51の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と読み替えるものとする。

様式第54（第40条関係）

【書類名】 实用新案登録料納付書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【实用新案登録番号】

【請求項の数】

【实用新案権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は 識別ラベル

削除

【納付年分】 第 年分

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。
- 2 実用新案法施行規則第21条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割分 / 」のように記載する（備考1により登録料及び割増登録料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 3 その他は、様式第1の備考1、2、14及び18、様式第7の備考1、2、4から8まで及び14、様式第51の備考2から4まで並びに様式第52の備考1と同様とする。この場合において、様式第51の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第55（第40条関係）

【書類名】 意匠登録料納付書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【意匠登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【納付年分】 _____ 第 _____ 年分

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」の ように記載する。
- 2 意匠法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1、2、14及び18、様式第7の備考1、2、4から8まで及び14並びに様式第51の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第51の備考1中「特許願」とあるのは「意匠登録願」と、「特許出願」とあるのは「意匠登録出願」と、備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第56（第40条関係）

【書類名】 意匠登録料納付書

（【提出日】 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日）

【あて先】 特許庁長官 _____ 殿

削除

削除

【意匠登録番号】

【意匠権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【納付年分】 _____ 第 _____ 年分

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。
- 2 意匠法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割分 / 」のように記載する（備考1により登録料及び割増登録料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
- 3 その他は、様式第1の備考1、2、14及び18、様式第7の備考1、2、4から8まで及び14、様式第51の備考2から4まで並びに様式第52の備考1と同様とする。この場合において、様式第51の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第57（第40条関係）

【書類名】 商標登録料納付書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

(【納付の表示】)

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 防護標章登録について登録料を納付するときは、「【書類名】」を「防護標章登録料納付書」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【商標登録出願人との関係】」を「【防護標章登録出願人との関係】」と記載する。
- 2 「(【納付の表示】)」の欄は、商標法第41条の2第1項の規定により登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。
- 3 商標法施行規則第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割分 / 」のように記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考1、2、14及び18、様式第7の備考1、2、4から8まで及び14並びに様式第51の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第51の備考1中「特許願」とあるのは「商標登録願」と、「特許出願」とあるのは「商標登録出願」と、備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【商標登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査

削除

定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第57の2（第40条関係）

【書類名】 商標登録料納付書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標登録権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は 識別ラベル

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 商標法施行規則第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1、2、14及び18、様式第7の備考1、2、4から8まで及び14並びに様式第51の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第51の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特

削除

許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第58（第40条関係）

【書類名】 防護標章更新登録料納付書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【商品及び役務の区分の数】

【防護標章更新登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 商標法施行規則第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1、2、14及び18、様式第7の備考1、2、4から8まで及び14並びに様式第51の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第51の備考1中「特許願」とあるのは「防護標章更新登録願」と、「特許出願」とあるのは「防護標章更新登録出願」と、備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と、備考4中「【特許料

37

様式第37（第41条関係）

38

様式第38（第41条の3関係）

1 申出人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称 _____ , 又は

識別ラベル

予納台帳番号

1 特許出願について包括納付の申出をする場合は、表題は「包括納付申出書（特許）」と、意匠登録出願についてする場合は、「包括納付申出書（意匠）」と、商標登録出願についてする場合は、「包括納付申出書（商標）」と記載する。

2（略）

3 「特定出願人」又は「特定代理人」の欄には、第41条の2第1項の規定により、当該包括納付申出書を援用して特許料の納付及び登録料の納付の申出をしようとする特許出願、意匠登録出願又は商標登録出願の出願人又は代理人を明瞭に記載する。

4（略）

の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第59（第41条関係）

様式第59の2（第41条の3関係）

1 申出人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称 _____ , 又は

識別ラベル

1（略）

2 「特定出願人」又は「特定代理人」の欄には、第41条の2第1項の規定により、当該包括納付申出書を援用して特許料の納付の申出をしようとする特許出願の出願人又は代理人を明瞭に記載する。

3（略）

39	<p><u>様式第39（第41条の3関係）</u></p> <p>3 届出の内容</p> <p><u>（1）出願番号</u></p> <p><u>（2）査定謄本の送達日</u></p> <p><u>（3）包括納付申出書番号</u></p> <p>1 <u>「届出の内容」の欄の「出願番号」には、包括納付申出書の援用を制限する特許出願の番号、意匠登録出願の番号又は商標登録出願の番号を、「査定謄本の送達日」には当該出願について査定の謄本の送達があった日を記載する。</u></p>	<p><u>様式第59の3（第41条の3関係）</u></p> <p>3 届出の内容</p> <p><u>（1）特許出願番号</u></p> <p><u>（2）特許査定謄本の送達日</u></p> <p><u>（3）包括納付申出書番号</u></p> <p>1 <u>「届出の内容」の欄の「特許出願番号」には包括納付申出書の援用を制限する特許出願の番号を、「特許査定謄本の送達日」には当該特許出願について特許査定の謄本の送達があった日を記載する。</u></p>
40	<p><u>様式第40（第41条の4関係）</u></p>	<p><u>様式第59の4（第41条の4関係）</u></p>
41	<p><u>様式第41（第48条関係）</u></p>	<p><u>様式第60（第48条関係）</u></p>